

平成31年2月8日

国土交通省北陸信越運輸局

タクシーの運賃改定要請について（新潟県A地区）

平成31年2月6日に新潟県A地区のタクシー事業者2社から一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の変更（運賃改定）を求める要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、新潟県A地区において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※）が地区全体の7割以上となった場合、運賃改定手続きを開始することとなります。

1. 要請者

①会社名：都タクシー株式会社

住 所：新潟県新潟市中央区下所島2丁目2番12号

②会社名：都タクシー株式会社

住 所：新潟県新潟市北区白新町1丁目9番6号

2. 運賃適用区域

新潟県A地区（新潟交通圏）

※ 新潟県A地区 車両数 （平成31年2月6日現在）

車両数：1,011両（22事業者） 7割以上 = 708両

3. 要請の概要

①都タクシー株式会社（新潟市中央区）の主な要請内容

- ・初乗距離を「1.3km → 1.1km」に変更
- ・中型車・小型車の車種区分を統合して普通車にするもの

（初乗運賃）

要請運賃		現行運賃	
特定大型車	1.1km まで 790 円	特定大型車	1.3km まで 790 円
大型車	1.1km まで 730 円	大型車	1.3km まで 730 円
普通車	1.1km まで 590 円	中型車	1.3km まで 600 円
		小型車	1.3km まで 590 円

（加算運賃）

要請運賃		現行運賃	
特定大型車	183m までごとに 90 円	特定大型車	212m までごとに 90 円
大型車	187m までごとに 90 円	大型車	217m までごとに 90 円
普通車	255m までごとに 80 円	中型車	269m までごとに 80 円
		小型車	292m までごとに 80 円

②都タクシー株式会社（新潟市北区）の主な要請内容

- ・初乗距離を「1.3km → 1.1km」に変更
- ・中型車・小型車の車種区分を統合して普通車にするもの

（初乗運賃）

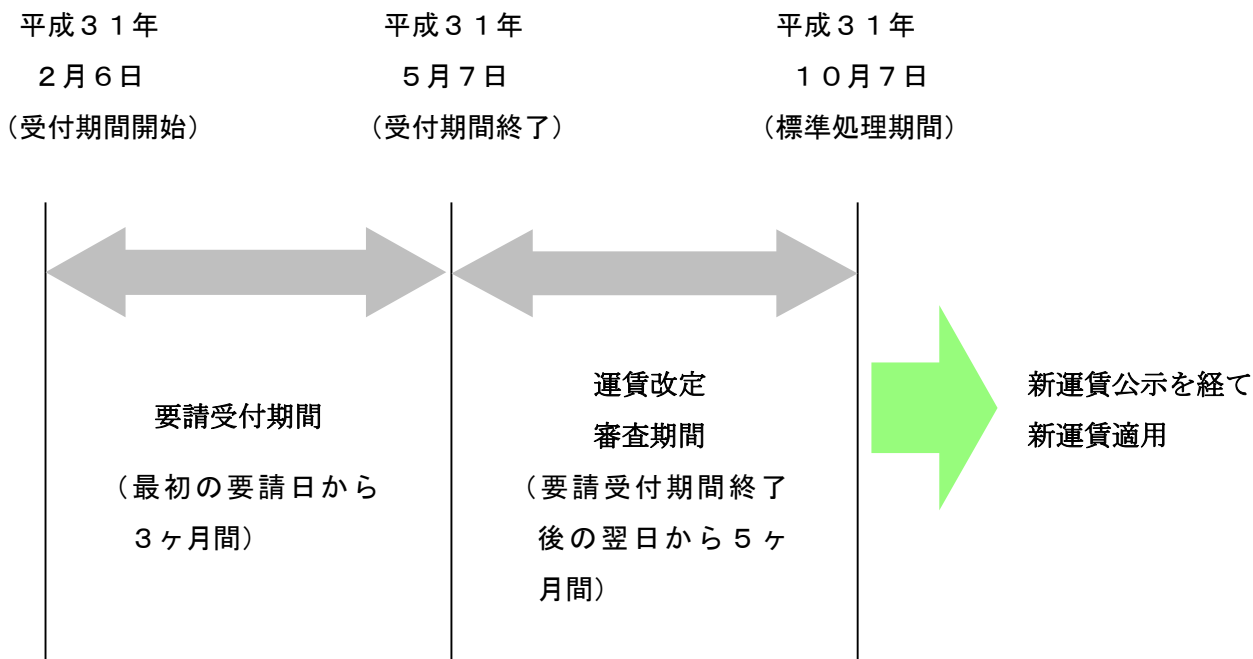
要請運賃		現行運賃	
特定大型車		特定大型車	1.3km まで 790 円
大型車		大型車	1.3km まで 730 円
普通車	1.1km まで 590 円	中型車	1.3km まで 600 円
		小型車	1.3km まで 590 円

（加算運賃）

要請運賃		現行運賃	
特定大型車		特定大型車	212m までごとに 90 円
大型車		大型車	217m までごとに 90 円
普通車	239m までごとに 80 円	中型車	269m までごとに 80 円
		小型車	292m までごとに 80 円

- ・特定大型車、大型車の車両を保有していないため要請は省略している。

4. 今後のスケジュール



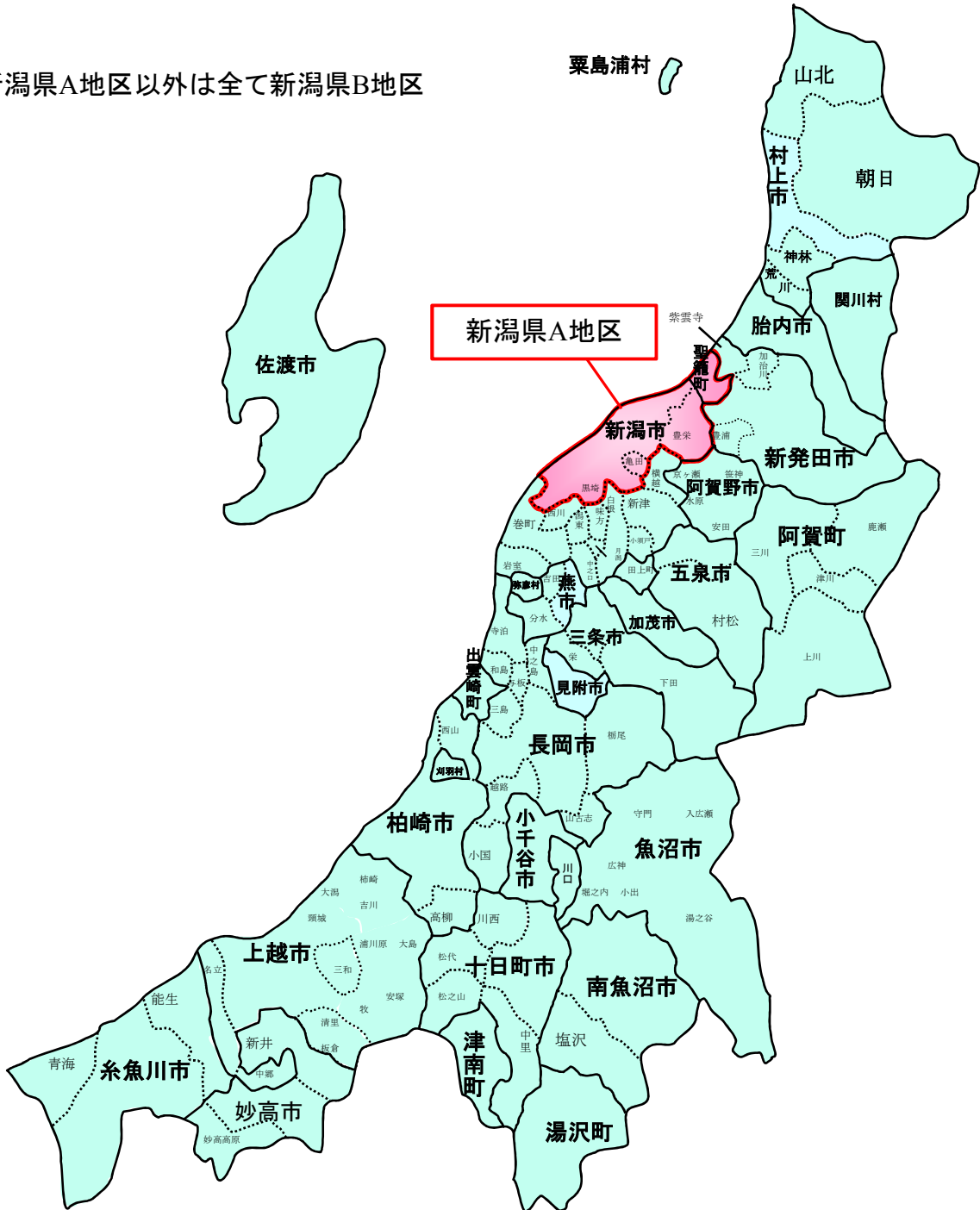
- ・ 要請受付期間中に、要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。
- ・ 要請受付期間中に、要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、要請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率がいずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

【お問合せ】
北陸信越運輸局自動車交通部旅客課
橋本、廣井、新井
電話 025-285-9154

別紙

新潟県運賃区分

※新潟県A地区以外は全て新潟県B地区



→新潟県A地区(新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域)、北蒲原郡聖籠町の区域)

→新潟県B地区(新潟県A地区を除く新潟県全域)